

愛媛県教育委員会 4月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年4月12日（火）午後4時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 田所竜二 委員 関啓三 委員 竹本公三
委員 峯本陽子 委員 山内満子 委員 宇都宮美由

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

指導部長 島瀬省吾	教育総務課長 小山哲司
教職員厚生室長 高岡晃仁	社会教育課長 水田寿雄
文化財保護課長 西山俊実	保健体育課長 吉田良二
全国高校総体推進室長 池田知孝	義務教育課長 小池達士
高校教育課長 川本昌宏	高校教育課魅力化推進監 矢野重禎
人権教育課長 佐々木直	特別支援教育課長 松本幸恵

5 会議の概要

(1) 開会（午後4時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会4月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう、よろしく願いいたします。

(2) 教育長挨拶

（教育長） 新年度に入りまして、第1回目の定例会でございます。教育委員の皆様には今年度も引き続きよろしく願いいたします。

それでは、最初に事務局の新任の方から、自己紹介をお願いいたします。

（指導部長） 指導部長の島瀬でございます。どうぞよろしく願いいたします。

（教職員厚生室長） 教職員厚生室長の高岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。

（高校教育課長） 高校教育課長の川本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

（人権教育課長） 人権教育課長の佐々木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

（特別支援教育課長） 特別支援教育課長の松本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

（教育長） 次に、委員の皆様にご提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第17号愛媛県教育支援委員会委員の任命については、人事案件

でありますことから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、そのようにさせていただきます。

(教育長) 最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布いたしますので少々お待ちください。

(3) 3月臨時会及び定例会議事録の承認

(教育長) それではまず、3月臨時会及び定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) ありがとうございます。全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

それでは続きまして教育長報告に移ります。

(4) 教育長報告

○新型コロナウイルス感染症対策に係る教育現場の現状について

(教育長) 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育現場の現状について、事務局から報告をお願いいたします。

(教育総務課長) 新型コロナウイルス感染症に係る教育現場の対応状況等について御報告いたします。

本県は1月12日から「オミクロン株感染拡大特別警戒期間」として感染対策を継続してきましたが、資料のとおり、4月1日から警戒レベルを1段階引き下げた「感染警戒期」に移行し、これに伴い、学校についても春休み中の感染状況を見極めた上で、新学期から活動の制限を緩和することといたしました。

具体的には、身体接触を伴う活動等は、注意して実施、修学旅行などの校外交流は、県内は注意して実施、県外は必要性や訪問先等を勘案の上、注意して実施、部活動においては、部活動の練習試合や合同練習は、県内は注意して実施、当面、県外は行わない、等としております。

なお、今回のフェーズの切り替えは、重症化リスクの高い高齢者のワクチン接種の進展や、これに伴う70代以上の陽性者や入院患者の減少、病床利用率の改善等に因るものであり、決して県内の感染が落ち着いた訳ではなく、部活動に起因するクラスターが散発されることから、引き続き気を緩めることなく、基本的な感染回避行動の徹底に努めることとしております。

以上でございます。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

○令和4年度の各課（室）における重点取組事項について

（教育長） 次に、令和4年度の各課（室）における重点取組事項について、事務局から報告願います。

（教育総務課長） 令和4年度の重点取組事項につきまして、まず、教育総務課から御報告をいたします。

資料を御覧ください。

教育振興に関する大綱は、本県の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を知事が定めるものでございます。現在の大綱は、平成31年3月に策定し、令和4年度までの計画期間としております。

今年度は大綱改定の年となっており、知事と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致連携して教育行政の執行に当たることができるよう、知事の公約や県長期計画との整合を図りながら改定に取り組んでまいります。知事と教育委員会で構成する総合教育会議でも協議することとしており、委員の皆様方の御意見を頂きながら進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

次に、教育の情報化の推進については、県内の小・中・県立学校を結ぶ教育専用の情報通信ネットワークである「愛媛スクールネット」の、令和5年10月の次期システム更新に向けた基本設計に取り組むとともに、県立学校における庶務事務システム導入の検討など校務の情報化や、教職員テレワークの利用促進に取り組むこととしております。

以上でございます。

（教職員厚生室長） 教職員厚生室では、医師、保健師、臨床心理士など専門的なスタッフと連携し、教職員の心身の健康保持、安全な職場環境づくりに取り組んでいます。中でも、メンタルヘルス対策については、初任者等若手を中心に、セルフケア支援相談や、ストレスに対するレジリエンス、心の回復力のことでございますが、これを高める研修等により、未然防止に取り組んでまいります。

また、オンラインや休日など利用しやすい相談環境を用意するとともに、復職支援システムも含め、関係事業の利用促進に一層努めてまいります。

なお、管理職のメンタルヘルスハンドブックの改定も予定しているところです。

次に、資料のイメージ図のように、1次予防の「未然防止」に重点を置きつつ、2次予防の「早期発見、対処」や3次予防の「復職支援や再発防止」など、段階に応じたケアの充実に取り組み、教職員が心身ともに健康で子どもたちに向き合える環境づくりに努めてまいります。

次に、県奨学資金につきましては、経済的理由により修学が困難な高校生等に学資金を貸与し、有用な人材を育成することを目的に実施しています。

高校進学前の予約採用や在学学生を対象にした在学採用に加え、緊急の貸与も行っており、コロナ禍での家計急変にも臨機に対応しています。

以上でございます。

(社会教育課長) 社会教育課の重点取組事項について、3事項御説明いたします。

1の学校・家庭・地域連携推進事業ですが、地域と学校が協働した教育の取組の中核となる「地域学校協働活動」とコミュニティ・スクールとの一体的な推進を図るとともに、地域と学校の連携・協働体制の構築に努めてまいります。

(1)の県事業では、推進協議会を設置のほか、活動別研修会の開催、普及啓発事業の実施、教育サポート企業フェスタの事業を行っております。

(2)の市町補助事業は、地域学校協働活動、えひめ未来塾、放課後子ども教室、土曜教育活動、家庭教育支援の5本柱で実施しております。

2の地域教育プロデューサー配置支援事業ですが、教育に関連した取組を行う地域おこし協力隊を、地域教育プロデューサー等として市町が配置することにより、県が支援しております。資料の(3)を御覧ください。配置状況としましては、昨年度末の3月31日現在ですが、地域教育プロデューサーとして8名、地域教育協力隊として1名を市町で配置され、県がその登録をしております。

3の社会総がかりの学校教育支援推進事業は、企業・団体にえひめ学校・地域教育サポーターとして登録をしていただき、出前授業や職場体験学習等の協力を依頼するもので、209社に登録していただいております。

今年度も、学校と地域、家庭、行政等が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていけるよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

(文化財保護課長) 文化財保護課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、「文化財の保存・活用の推進について」です。

令和3年2月に策定いたしました、愛媛県文化財保存活用大綱の理念を踏まえて、文化財の保存・活用の推進に取り組むこととしております。主な取組として、今後の保存・活用の担い手となる若年層の理解促進を図るため、活用事例を踏まえた専門的・実践的な研修や、SNSを活用した文化財の魅力発信を行うほか、県内の伝統的な祭りや行事の実態調査を進めていくこととしております。

また、文化財所有者をはじめ、国や市町教育委員会と連携強化を図り、順次、国や県の文化財指定等を進めていくとともに、文化財の所有者等が行う保存修理事業への助成等を実施していくこととしております。

次に、「四国遍路の世界文化遺産登録」についてです。

四国遍路の世界文化遺産登録を目指し、「資産の保護措置の充実」とい

う課題解決のため、観光スポーツ文化所管の予算の移用を受け、札所の詳細調査を順次実施していくこととしております。

以上が、今年度の文化財保護課の重点取組事項でございます。

(保健体育課長) 保健体育課の重点取組事項について御説明いたします。

1の子どもの体力向上と学校体育の充実については、今年度からの「第2期愛媛県子どもの体力・運動能力向上推進3か年計画」を基に「えひめ子どもの体力向上プラン」を設定し、児童生徒の体力向上を図ります。特に、運動が苦手な子どもを支援するため、小学校に体育専科教員を配置するほか、実技研修により、教員の指導力向上と体育授業の改善に努めてまいります。

また、「子どもスポーツITスタジアム」を活用し、幼児・児童の運動の日常化を推進してまいります。

運動部活動については、引き続き、部活動指導員の配置等により、顧問教員の負担軽減と生徒のニーズに応えられるよう支援してまいります。

さらに、少子化の進行等に対応し、生徒にとって望ましいスポーツ環境と、より最適な指導体制を実現していくため、休日の部活動の地域移行の実践研究に取り組むほか、部活動改革に向けた検討を着実に進めてまいります。

次に、2の学校安全の推進のうち、県立学校教職員の防災士は、今年度は200名を養成し、今年度末に累計1,256名を目指します。

また、登下校中の安全確保については、3市町に通学路安全対策アドバイザーを派遣し、学校・警察・道路管理者の3者連携による通学路の合同点検などを行い、安全対策を実施します。

なお、教職員の危機管理意識の一層の向上を図り、学校事故の未然防止に努めますが、万一、事故が発生した際には、「学校事故対応に関する指針」に基づき、適切に対応してまいります。

以上でございます。

(全国高校総体推進室長) 全国高校総体推進室の重点取組事項を説明させていただきます。

今年度は、7月下旬から実施します、全国高校総体開催準備の仕上げ及び開催時の運営管理、さらに、高校生の競技力向上に取り組みます。

全国高校総体の本県開催競技は、7月28日の今治市のソフトテニスを皮切りに8月20日まで、8競技を5市で実施いたします。

今年度は、県実行委員会の下に置く4つの専門委員会をはじめ、会場実行委員会、県高体連等との連携を一層深め、競技役員・補助員の編成及び養成、宿泊・輸送等の環境整備、危機管理体制の構築、さらには、高校生活動による大会広報、総合案内所の設置など、大会成功に向けた最終準備を加速してまいります。

また、県勢選手の活躍を後押しするため、国体開催年を上回る「8位入賞50件」を目標に、競技力強化にも取り組みます。コロナ禍ではあり

ますが、感染状況を勘案しながら、関係団体等と連携し、可能な限り強化に努めてまいります。

以上でございます。

(義務教育課長) 義務教育課からは、2点について御説明いたします。

まずは、「ICTの効果的な活用による学びの充実」についてです。

昨年度の全国学力・学習状況調査で明らかになった、本県の学びの課題を克服し、県全体の学力の底上げを図るため、今年度は、県が独自に開発したCBTシステムの本格的な運用を開始するとともに、個々の児童生徒の状況に対応し、学習意欲向上につなげるための「ヒント機能」や「誤答再チャレンジ機能」等を追加して、システムのバージョンアップを図ります。また、CBTシステムと連動した「読書通帳アプリ」や、ICT操作スキル向上のための「タイピング検定アプリ」も新たに開発します。そのほか、引き続き、中学生対象の英語力向上オンライン講座を実施するなど、ICTを更に効果的に活用することで、学習の成果と課題の早期把握による、児童生徒の個別最適な学びの実現を目指すとともに、自動採点による教員の業務負担の大幅な縮減を実現し、更なる学校教育の質の保証・向上に努めてまいります。

次に、「不登校対応の充実」についてです。

今年度も引き続き、不登校支援に係る講師等を小・中学校に162人配置し、教員が子どもと触れ合う時間の確保に努めます。また、スクールカウンセラーを62人、ハートなんでも相談員を96人配置し、子ども、保護者、教職員が気軽に相談できる体制づくりを推進します。

さらに、専任教員等を配置し、教室に入りづらい生徒に対して支援を行う校内サポートルームを、昨年度の4校から今年度は8校に拡充し、この取組で得た知見やノウハウを全県に波及させるとともに、フリースクールへの通所や家庭でのオンライン学習についての支援に努めるなど、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に取り組みます。

以上でございます。

(高校教育課長) 高校教育課における重点取組事項について御説明いたします。

1点目は、「グローバル社会を生き抜くための確かな学力の向上と豊かな心の育成」についてです。

「確かな学力の向上」については、高等学校ICT活用授業改善推進事業を通して、これまでの教育実践にICTを融合させ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ったり、えひめ版STEAM教育研究開発事業を新たに実施し、文理の枠を超えた学びの成果を県下に普及したりするなど、グローバル社会に対応した、学力向上に資する取組を行います。

「豊かな心の育成」については、えひめ未来創造人材育成事業等を通して、他者を尊重する心などを育みます。

2点目は「県立学校振興計画」についてです。

計画の策定に当たっては、これまで県内8地区における地域協議会を計46回、有識者による検討委員会を5回開催し、学校の適正規模や適正配置、魅力化等について協議を進めており、今年5月頃には、検討委員会から、計画策定の指針に係る最終報告を受け、6月頃には、計画の素案を公表する予定です。その後、一般住民対象の地域説明会及びパブリックコメントを実施、令和5年1月頃に計画を決定し、4月からの実施を目指しています。

今後とも、夢の実現を目指す子ども達に第一の進学希望先として選ばれる学校づくりに、取り組んでまいります。

(人権教育課長) 人権教育課の重点取組事項の2事項について御説明いたします。

まず、「人権意識の高揚と指導者育成に向けた取組」の充実について、御説明いたします。

県内の学校教育、社会教育において実践されている人権・同和教育の取組の報告と協議を行う「愛媛県人権・同和教育研究大会」を開催し、優れた実践に学び合う場を設けることで、県民の人権意識の高揚に努めます。また、小中高等学校の人権・同和教育主任、および高等学校の人権・同和教育推進主任の研修会や、研究指定校の実践を通して、指導者の育成に努めます。

続いて、「いじめ防止対策の充実」について、御説明いたします。

県内の小中学生がいじめに関する意見を交換し合うライブ授業「いじめSTOP!デイ」をオンライン形式で実施し、いじめに対する認識を深め、いじめを起こさないきずなを作りつつ、効果的ないじめ防止対策を推進してまいります。また、いじめに悩む子どもの相談窓口として、引き続き電話とSNSを利用した相談活動を実施してまいります。

以上でございます。

(特別支援教育課長) 特別支援教育課の令和4年度の重点取組事項について、御説明いたします。

まず、「特別支援学校の教育環境の整備・充実」について、障がいのある子どもたちが安全・安心な学校生活を送れるように、施設・設備の整備として、教室不足や「特別支援学校設置基準」に対応するための具体的な検討をするとともに、スクールバスについては、既存バスの更新に加え、感染症対策として車内での感染リスクを低減するために実施しているバスの増便を、今年度も継続いたします。

また、人工呼吸器の管理等、高度な医療的ケアを要する子どもに対応するため、医療、福祉等関係機関と連携し、医療的ケア実施体制の充実を図ってまいります。

次に、「障がいのある子どもに対する支援体制の充実」について、発達障がい等教育支援体制の構築として、専門性向上アドバイザーによる研

修支援や地域リーダーの養成等を行います。

また、ICT活用レベルアップ研修を行い、特別支援学校における1人1台端末の環境を生かした指導の充実を図るほか、免許法認定講習により特別支援学校教諭免許状の取得を促進します。

以上でございます。

(教育長) 事務局から今年度、重点的に取り組みたい事項について説明がございました。これらの点につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

(竹本委員) 不登校対応について、近年不登校の児童生徒が増加しておりますが、その背景についてどのような分析をされているのでしょうか。

(義務教育課長) 一般的によく言われているのが、社会が複雑化、多様化しているということ、また、国の調査によりますと、不登校の一番の要因は無気力と言われております。ただ、個人個人に様々な事情がありますので、県としましてはサポートルーム等で丁寧に関わりながら、そこでの知見を今後に生かしたいと思っております。

(山内委員) 学力向上に向けた取組の現状と課題について、教科調査の順位は小学校10位、中学校9位ですが、授業理解度の順位は小学校35位、中学校40位となっております。この差が開いているのはなぜでしょうか。

(義務教育課長) 授業理解度は、全国学力・学習状況調査の中で調査されるものです。本県の肯定率は小学校83.5パーセント、中学校75.3パーセントであり、順位が低いといっても、例えば2割の人しか授業が理解できていない、というような状況ではありません。全国の中で比較した場合に、全国平均が小学校84.4パーセント、それに対して本県が83.5パーセントとなっており、順位でいうと35位となっているような状況です。

分析してみますと、中位、上位の子たちの割合は伸びていますが、低位の子たちの割合は全国と同程度であるという実態が明らかになってきました。その底上げを図るため、昨年度開発したCBTシステムに「ヒント機能」や「誤答再チャレンジ機能」等の新たな機能を盛り込み、低位の子たちが「分かった」、「できた」という喜びを感じ、更にやる気が出るような仕掛けをしていこうと考えています。

(山内委員) ICT機器を使うこともいいですが、読書不足も大きな要因ではないかと思われました。声に出して耳から聞く、というのは私たちもやっていて、読書をしましょ、と耳にタコができるほど言われていました。それは昔も今も変わらないと思っております。IT技術を取り入れながらも、画面を見て空欄の答えを埋めるだけでなく、文字を読み上げる、耳から聞くということも取り入れないといけないと思っております。僅差のところ、35位、40位になった、という点数だけを見るのではなく、人間らしいところ、愛媛らしいところを大事にしてほしいです。その点が少し心配になりました。

(義務教育課長) 山内委員の御指摘のとおり、全国学力・学習状況調査

結果を分析する中で、読書時間が短いという結果も出ております。本県では、「みきゃん通帳」を子どもたちに配布し、多くの学校では朝読書を実施しております。1人1台端末が導入されたことを契機に、C B Tシステムの中に、電子版のみきゃん通帳の機能を入れて、ただ自分が読んだ本を記録するだけではなく、C B Tシステムは愛媛県内の小・中・高校生が共有することができますから、どんな本が今読まれているか、どんな本がおすすめなのかを見られるようなランキング機能なども考えています。それにより更に読書への意欲を高め、読書時間を確保していきたいと考えています。

(宇都宮委員) 教職員のメンタルヘルス対策の推進について、未然防止に力を入れていくということで、大変安心しました。初任者や若手の教職員に焦点を当てるといえるのはもちろんですが、ライフサイクルの中では、些細なことで、例えば子どもの巣立ちなど、まさか自分がという感じでメンタルヘルスが崩れることがあると思います。どの世代の先生方にもメンタルヘルス不調の未然防止をしていただきたいです。養護教諭の先生だけでなく、全ての先生がメンタルヘルスや事前防止に関するスキルを持つことで、子どもや保護者のちょっとしたS O Sのサインに気付くことができると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

(教職員厚生室長) 未然防止について紹介しましたが、コロナ禍で人と人とのリアルなつながりが希薄になる中で、新しく採用された教職員の方、もしくは異動して新しい職場に行かれた方々については、特に手厚くサポートしていく必要があると考えています。宇都宮委員のおっしゃるように、人生には様々なターニングポイントがありますので、そういった機会も捉えて、例えば巡回指導ですとか、オンラインの利用、休日相談など、学校を休むことなく、受けやすい相談体制を構築していき、初任者に偏りすぎることなく、コロナ禍でもしっかりケアができるようにしてまいりたいと思います。

(関委員) メンタルヘルス対策に関して、資料にあるように、相談しやすい環境というのは前から出ていた話ですが、コロナ禍で相談件数の増加の傾向があるかということを知りたいです。また、利用促進に努めるというのは、具体的にどういう風にその環境を作っていくのか教えてください。

(教職員厚生室長) まず相談件数の傾向ですが、コロナ禍の影響と思われませんが、リアルな相談については数年前に比べて減少しております。そういった部分はオンラインを駆使してカバーする必要があると考えております。

利用促進については、必要な情報が必要なところに届く、ということが大事ですので、まずは各学校等の安全管理者の方に届くように周知し、ペーパーだけでなくデジタルも活用しながら、より効果的な方法を模索していきたいと思っています。

(関委員) 最近は悩みがあると心療内科に行く場合も多く、心療内科の先生は意外とすぐに精神に作用する薬を出してくれます。だからといってすぐによくなることはなかなか難しいので、未然防止については工夫をしてほしいです。もう一点、復帰のタイミングと、復帰後の環境整備について、これをしっかりしておかないと、また出勤を拒否するようなことになりかねませんので、専門家の方にも相談しながらやってほしいと思います。

(教職員厚生室長) 心の問題ということで、専門家の御意見を踏まえる必要もあると思います。先ほど紹介したレジリエンスについて、若手の方を中心に、心の回復力、困難に直面しても立ち向かっていけるような考え方の強化をしていき、ケアに努めたいと考えております。

(教育長) 待っていても、相談しにくい人は来ないので、押しかけではないですが、全員面談するというような攻めの姿勢もこれからは相談事業に必要かもしれません。また、復帰について関委員から大事な御指摘がありました。治りかけて復帰させる着陸の時に失敗すると、また元の木阿弥状態になります。知事部局でも、お試し復帰を何か月がやって、状況を見ながら軟着陸させるという方法をとっていますが、教育委員会や学校でも、そういった手法も駆使しながら、軟着陸していただいて、徐々に慣れていくというような仕掛けはやっていくべきだと思います。大事なテーマですので、進めていただきたらと思います。

(峯本委員) いじめ防止対策の充実の中の4番、いじめSTOP！愛顔の子どもサポート事業についてですが、昨年度、県内全ての学校をオンラインでつなぐ「県内一斉ライブ授業愛媛いじめSTOP！デイ」を拝見させていただきました。子どもたちが授業の中で、「まずは自分たちで解決したい」、「大人の人には見守っていてほしい」、「解決していないのに無理に仲直りさせないで」、「いじめている人、いじめられている人、どちらも大切な仲間」、「分かり合うことが大事だ」という感想を出してくれたことに、非常に感動いたしました。また、民間業者ともタッグを組んで、ライブ授業を県内にも放送することができたということで、社会全体でいじめに気付いて、皆で取り組んでいくという意識を向上させることにつながったのではないかと考えました。今年度もライブ授業を予定されているということですが、昨年度の取組をどのように評価されていて、そして今年度はどのような改善がなされるのかということをお聞かせいただけたらと思います。

(人権教育課長) 昨年度の取組ではアンケートの結果、97パーセントの子どもたちが参考になったと回答しています。また、事後の追跡調査においても、トラブルが以前より減少したと答えた学校が2割程度ありますので、一定の成果があったと評価しております。そして先ほど峯本委員からもお話があった子どもたちの感想から、3点の成果があったと分析しています。一点目は、子どもたちが「これは私の問題なんだ」と、

いじめを他人事ではなく、自分自身の問題であると捉えたこと。二点目は、同世代の子どもたちの意見を互いに聞き合うことで、自分と同じことを考えているのか、という安心感を得られたこと。それが子どもたちのいじめに立ち向かう勇気となったのではないかと考えています。三点目は、ゲストやアドバイザーを迎えたことです。教員や保護者の視点とは違ったストレートな意見や、子どもたちに届きやすい言葉が心に響いたのではないかと考えています。

今年度は、去年の取組に加え、1人1台端末の有効活用を考えております。リアルタイムで子どもたちのレスポンスが得られ、より多くの子どもたちの参加意識を得られるような活用の仕方ができるよう、計画を立てているところです。

(教育長) それは例えば動画サイトのように、入れたコメントが画面上を流れていくようなイメージですか。

(人権教育課長) そういうイメージで考えています。

(山内委員) 先ほどの読書の件とも関わってきますが、不登校や先生のメンタルヘルス、いじめ問題も、心の勉強が足りないのではないかと思います。私は主婦から開業し今の事業を立ち上げて、がんばってやっていますが、やはりメンタルが弱るときもあります。そんなときはネガティブなことを考えず、ポジティブにいきましょうとしますが、ナポレオン・ヒルや、ジョセフ・マーフィーなど、海外の方の言葉を参考にさせていただいています。日本にも、少し昔の方ですが、中村天風さんなど、とてもいい言葉を残している方がいます。どうやったらメンタルをポジティブな方向にできるかということ、そういった人たちの書籍を参考にしながら教えていかなければ、知らない方も多いのではないのでしょうか。昔も今も、人間の心は同じだと思います。今は少し人と違うと、病名を付けられ、薬を飲んでいきますよね。私はそれは違うと思います。先ほど関委員の話にも出てきましたが、医療や薬だけに頼らず、著名ないい言葉を残している方はたくさんいるので、そういった言葉を小中学生、高校生になっても学んでいくと、強い子どもたち、強い先生たちができると思うのです。1日30分でも、10分、15分でも、とれる時間でメンタル強化をやっていかないと、この問題を全部解決することはできないと思いますので、ぜひ考えていただきたいです。

(教育長) 心の持ちようや、自分の心をポジティブな方向へ持っていくことは大事ですが、難しいことですね。まず先生がそのような姿勢を持っていないと、子どもたちを動かすことも難しいと思います。

(義務教育課長) 山内委員がおっしゃることは、そのとおりだと思います。小中学校においては、例えば道徳の授業や特別活動の時間、一番は学級担任のキャラクターが出る朝の会、帰りの会ですね。私自身も担任をしていた際は、先人の言葉を「今日の言葉」として黒板に書いて紹介するなどの取組をしていました。個人的な意見になりますが、本来、失

敗ができる場所である学校が、失敗をさせないことになってきているのではないかと思います。それが、メンタルが弱くなるというところにつながるのではないかと考えています。明日から東中南予の管内別校長研修会に出向いて話す機会がありますので、そういったことも呼びかけたいと思っています。

(山内委員) 失敗は大事です。今おっしゃったように、失敗をさせない教育は問題だと思います。私が松山大学で講演をした際に「今、あなたたちは失敗できる環境にいるのだから、どんどん失敗しなさい」と伝えたところ、その言葉が生徒さんたちにとっても響いたようでした。参加者は100人近くいたのですが、返ってきた感想に「失敗していいんだ」「挑戦していいんだ」と、その言葉に対しての反応が多くありました。学校は失敗していいはずの場所ですが、子どもたちは失敗してはいけないと思っているのではないのでしょうか。そこを変えてほしいですね。お願いします。

(教育長) 指導部長はいかがでしょう。

(指導部長) 私もかつて担任や校長を務めておりました。特に校長として勤めた際に、言葉を大事にすることを意識していました。まず、安心して弱音を吐いたり失敗したりできる集団作りが大事です。そして、前向きに、失敗してもいつでもリスタートすることが大事ということ、学期始め、学期終わり、入学式、卒業式など機会があるたびに伝えました。「今日がスタート」ということは繰り返し伝えました。「昨日とは違う自分になれる、今日はチャンスだ」と思ってくれる子が一人でもいたらいいと思い、その話をしていました。

(教育長) 素晴らしい取組ですね。今年度のいじめSTOP! デイの事業を行う際に、ゲストスピーカーに、ポジティブな姿勢や、失敗してもいいという話ができる方を探してみたいです。

(宇都宮委員) 私は中学生の子を育てておりますが、今の子どもたちを見ると、家で過ごすことが多く、将来の夢はユーチューバーなど、価値観が変化していると感じます。また、保護者の方たちも考えが変わってきているように思います。部屋に籠もってゲームするばかりではなく、心の健康のために太陽の光を浴びる、旬の食べ物を取り入れる、部活動の際の水分補給のことなど、当たり前なことでも、知らないという人が多いので、ぜひ当たり前のことを発信してもらったらと思います。

(山内委員) 今の話にありましたように、基本的な部分ですが、食を外してはいけないと思います。今、気になっているのは、例えば塾に通っている子どもが食事をまともにとれていないということです。コンビニでおにぎりを買って塾に行くという話などをよく聞きます。コンビニが悪いという訳ではないですが、口に入れたもので体はできています。それがメンタルの不調につながるという部分もあるので、もし講師を呼ばれる場合は食について話せる方もいいと思いました。

(教育長) それらは生徒に訴えるというよりは、P T A総会のゲストスピーカーなどで、保護者に向けて訴えていく方が効果的かと思います。社会教育課長、いかがでしょうか。

(社会教育課長) 学校・家庭・地域連携推進事業では、学校と家庭、地域をつなぐ「集い」という行事をしており、今年で10周年です。9月頃を予定していますが、P T Aの会長さんなど、活動をされている方に向けて開催しており、オンラインを含め1,000人程の参加を見込んでおります。家庭のことなど事情が分かって発信できる方をお願いしたいと思いますので、意見を参考にしながら人選を進めていきたいと思っております。

(教育長) 山内委員と宇都宮委員を呼んで、ディスカッションしていただいたら面白いかもしれませんね。

(教育長) ほか、ございませんか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

○国登録有形文化財（建造物）の登録について

(教育長) 国登録有形文化財（建造物）の登録について、事務局から報告をお願いします。

(文化財保護課長) 国登録有形文化財建造物の登録について、御報告します。

去る3月18日に開催された国の文化審議会において、松山市の松山城筒井門など3棟を登録有形文化財建造物に登録するよう、文部科学大臣に答申されました。その概要について御説明させていただきます。

資料を御覧ください。

松山城筒井門など3件は、二之丸から本丸に至る位置に位置する重要かつ堅固な二重櫓門で、昭和24年に焼失した物を昭和46年に木造で復元したものです。

外敵に面する側の壁を二重にして間に小石や瓦を充填し、床面や壁面には狭間を設けるなど、攻防を意識した構えとなっており、内部は天井が張られず、構造材や屋根の垂木、野地板が露出するなど、武装建築の勇壮さをよく表しております。

今後、官報告示をもって登録されますと、本県の国登録有形文化財建造物は、159件となります。

以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告について、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了いたします。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) 議案審議に移る旨宣する。

(5) 議 事

議案審議

○議案第17号 愛媛県教育支援委員会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県教育支援委員会委員である県職員の人事異動に伴い、その後任の委員を愛媛県教育支援委員会設置規則第3条第2項の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午後5時00分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会4月定例会を閉会いたします。